

平成26年度

壬生町人事行政の運営等の状況を公表します

平成26年度における壬生町職員に係る人事行政の運営等の状況の概要及び栃木県人事委員会からの業務の状況報告を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免 (単位：人)

平成26年度	採用者数	退職者数
一般事務	9	9
保育士	0	1
運転手	0	0
用務員・調理員	0	1
合計	9	11

(2) 部門別職員数の状況 (単位：人)

区分	平成25年	平成26年	対前年増減数
一般行政部門	182	186	4
特別行政(教育)部門	41	39	△2
公営企業等会計部門	35	33	△2
合計	258	258	0

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 人件費の状況

歳出額に対する人件費の割合(平成25年度普通会計決算)は次のとおりです。

歳出額(千円) A	実質収支(千円)	人件費(千円) B
11,880,102	336,272	1,934,469
	人件費率(B/A)	平成24年度人件費率
	16.2%	16.7%

(注) 人件費には、特別職の職員に支給される給料、報酬等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況(平成26年度一般会計予算)

給与費			
給料(千円)	職員手当(千円)	期末・勤勉手当(千円)	合計(千円)
879,642	128,129	322,761	1,330,532

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 給与費は、当初予算計上額です。

(3) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		支給額
一般行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	144,500円
技能労務職	高校卒	137,200円

(注) 一般行政職には行政職給料表、技能労務職には技能労務職給料表が適用されます。

(4) 職員の経験年数別・学歴平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数			
		10～14年	15～19年	20～24年	25～29年
一 般 行政職	大学卒	281,700円	336,700円	372,100円	395,700円
	高校卒	243,600円	—	359,700円	365,700円
技 能 労務職	高校卒	—	256,800円	268,200円	278,300円

(注) 経験年数とは、役場に採用されてからの年数をいいます。

(5) 職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

①扶養手当の状況

区 分		支 給 額
扶 養 手 当 (月額)	配 偶 者	13,000円
	配偶者以外	6,500円（配偶者がいない場合、そのうち1人について11,000円）
	そ の 他	16歳から22歳の子1人につき5,000円加算

②住居手当の状況

住 居 手 当 (月額)	借 家	家賃に応じ27,000円以内
--------------	-----	----------------

③通勤手当の状況

通 勤 手 当	交 通 機 関 利 用 者	最長通用期間の定期券相当額
	自 家 用 車 等 利 用 者	2km以上で月額2,000円～
	全 額 支 給 限 度 額	月額換算で55,000円

④管理職手当の状況・・・勤務の特殊性に基づき支給

部 長	79,650円
課 長	62,325円
主 幹 (困難な事務を分掌する者)	41,550円
主 幹 (上記以外の者)	39,660円
所 長・園 長・館 長	29,616円

⑤特殊勤務手当の状況・・・勤務の特殊性に基づき支給
支給額（1日あたり）

感 染 症 防 疫 作 業	600円
行 旅 死 病 人 等 収 容 作 業	5,000円

⑥時間外勤務手当の状況・・・正規の勤務時間外に勤務した場合支給

勤 務 日 に お け る 時 間 外 勤 務	当該職員の時間単価 ×125/100
週 休 日 に お け る 時 間 外 勤 務	当該職員の時間外単価 ×135/100 (原則、手当ではなく代休で対応)

(注) 1 午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、25/100を加算

(注) 2 管理職手当が支給されない職員のみが対象

⑦宿直手当の状況

支給額（1日あたり）

週 休 日 ・ 休 日	4,200円
平 日	2,100円

⑧期末・勤勉手当の状況

平成26年度 支給割合	期 末	勤 勉
6 月 期	1. 2 2 5月分	0. 6 7 5月分
1 2 月 期	1. 3 7 5月分	0. 8 2 5月分
計	2. 6 月分	1. 5 月分

⑨退職手当の状況

区 分		自 己 都 合	定 年
支 給 率	勤続20年	21. 6 2月分	27. 0 2 5月分
	勤続25年	30. 8 2月分	36. 5 7 月分
	勤続30年	43. 7 月分	52. 4 4 月分
	最高限度	52. 4 4月分	52. 4 4 月分

(6) 勤務時間の状況

・本庁

1 週間の勤務時間	3 8時間4 5分
勤 務 時 間	8時3 0分～1 7時1 5分
休 憩 時 間	1 2時～1 3時

(注) 勤務施設によって勤務時間・休憩時間は異なる場合がありますが、1 週間の勤務時間はすべて3 8時間4 5分になります。

(7) 年次有給休暇

職員には、1 年度当たり原則として2 0日の年次有給休暇が与えられます。年次有給休暇は、2 0日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができます。1 日又は1 時間を単位として取得することができます。

対 象 職 員 数	2 4 7人
平 均 取 得 日 数	1 0. 9日

(8) 特別休暇

概 要	実 績
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで地震、暴風雨、噴火等による被災地、被災者を支援する活動、身体障害者養護施設、特別養護老人ホームにおける活動及び身体、精神上の障害、負傷、疾病者等の介護支援活動のための休暇で、1 年度当たり5 日の範囲内の期間	0 人
職員が結婚する場合の休暇で、連続する5 日の範囲内の期間	3 人
6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合の休暇で、出産の日までの申し出た期間	4 人
女性職員が出産した場合の休暇で、出産の日の翌日から8 週間を経過する日までの期間	5 人
職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のための休暇で、入院する等の日から出産の日後2 週間を経過する日の期間内の2 日の範囲内の期間	3 人
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のための休暇で、1 年度当たり5 日の範囲内の期間	1 人
職員の親族が死亡した場合の休暇で、親族に応じ1 ～7 日の範囲内の期間	2 5 人
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇で、7 月から9 月までの期間における3 日の範囲内の期間	平均取得 2. 9日

(9) 育児休業及び部分休業

概 要	実 績
育児休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しない制度です。育児休業期間中給与は支給されません。	8人
部分休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内において職務に従事しない制度です。部分休業の承認は、30分を単位として行われます。部分休業については、勤務しない1時間につき1時間当たりの給与額が減額されます。	0人

3 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分者…2名（処分内容：休職）

懲戒処分者…0名

4 職員のサービスの状況

(1) 地方公務員の服務規律の概要

職員は、全体の奉仕者であるため種々の服務義務や制限が加えられることとなります。服務義務や制限については概ね次のとおりです。

- サービスの宣誓
- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務専念義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

研修実施団体	参加人数
栃木地区職員研修協議会	95人
(公財)栃木県市町村振興協会	28人
市町村職員中央研修所	4人
社団法人日本経営協会	14人
その他自主研修	28人

(2) 勤務成績の評定の状況

平成19年度から人事評価制度の試行が始まり、平成20年度から管理職の職員について本格実施となりました。平成21年度より管理職以外の職員についても本格的に実施しております。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

職員の健康の保持増進対策として、職員の健康診断、産業医による個別相談を実施しています。その他、希望による人間ドック、脳ドックの受診を推奨しています。

(2) 公務災害の発生状況

職員の公務上の災害（災害とは、負傷、疾病、障害又は死亡のこと）、又は通勤による災害に対しては、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償などの補償があります。

- ・職員の公務上の災害…1件（内容：負傷）

(3) 壬生町職員互助会への補助の実施状況

壬生町職員互助会が実施する職員に対する福利厚生事業に対し、職員1人当たり、4,050円補助しました。

(4) 栃木県人事委員会から壬生町長に対する平成26年度業務の状況報告

- ・勤務条件に関する措置の要求の状況
係属事案はなく、平成26年度に新たな措置要求はなかった。
- ・不利益処分に関する不服申立ての状況
係属事案はなく、平成26年度に新たな不服申立てはなかった。